

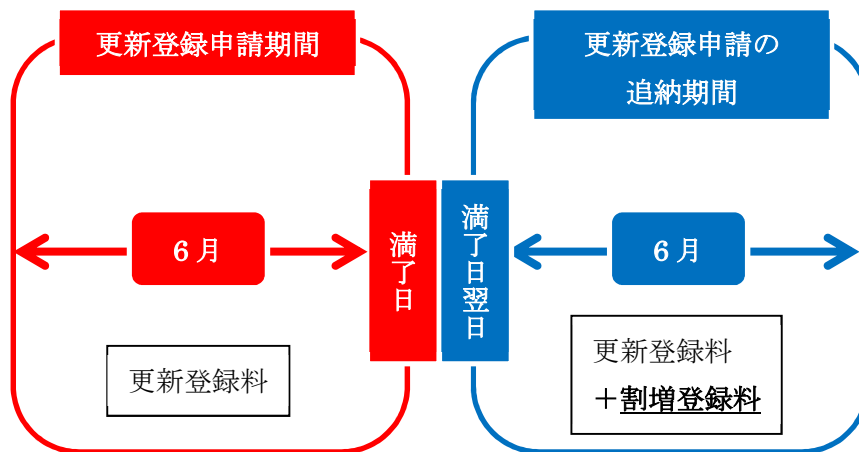
# 地域団体商標の存続期間更新のお知らせ

—あなたの地域団体商標、更新が必要じゃないですか？—

商標権は権利の存続期間が登録日から10年です。今後も当該地域団体商標の権利を維持するためには、更新手続きが必要です。

更新には、当該商標権の存続期間満了前6月から満了の日までに特許庁に対して更新登録申請をする必要があります。その際、更新登録料を同時に納付しなければなりません。

満了日までに更新登録申請ができなかったときは、満了日の翌日から6月以内に限り、納付すべき更新登録料に加えて、その同額の割増登録料を納付することにより権利を更新することができます\*。



## <お問い合わせ先>

特許庁 審査業務部 審査業務課 登録室 商標担当  
電話：03-3581-1101 内線 2712～2713

※上記期間内に更新登録申請ができず権利が消滅しても、「正当な理由」があるときは、商標権を回復することができる場合があります。